以下は、英語で作成された第三者保証報告書の日本語訳であり、情報提供および参照のみを目的としています。
英語版と日本語版に相違がある場合は、英語版が優先されます。

独立業務実施者の保証報告書

株式会社みずほフィナンシャルグループ
執行役社長　木原　正裕　殿

保証の範囲

当監査法人は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、「会社」）からの委嘱に基づき、会社が作成した別添"Use of Proceeds Statement"に記載された"Net Proceeds from Note Issuance"、"Loan to Mizuho Bank" 及び"Use of Proceeds as of March 31, 2024"（以下、「主題」という。）について、国際保証業務基準にて定義される限定的保証業務（以下、「保証業務」）を実施した。当監査法人は個々のプロジェクトの持続可能性に関する便益に対して何らレビューも保証も行っていない。

会社が適用した規準

主題は、"Mizuho Financial Group, Inc. Green Bond Framework"（以下、「規準」)に基づいて算定及び開示されている。
https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/business/greenbond/index.html

会社の責任

会社の経営者は、規準を選択し、その規準に基づきすべての重要な点において、主題を算定及び開示する責任がある。この責任には、不正や誤謬による重要な虚偽表示を防ぐための内部統制の確立と維持、適切な記録の保持、及び主題に関連する見積りの実施を含む。

当監査法人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が入手した証拠に基づいて、レポートに記載されている主題に対する結論を表明することにある。
当監査法人は、「国際保証業務基準3000（改訂）過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務（The International Standard for Assurance Engagements Other Than Audits or Reviews of Historical Financial Information）」及び2024年3月31日に会社と合意した保証契約書の委嘱条件に準拠し、限定的保証業務を実施した。当監査法人は、これらの基準等に基づき、手続を計画及び実施し、主題が規準に準拠して算定、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められるかどうかについての結論を表明する。
選択される手続の種類、時期、及び範囲は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクの評価を含む当監査法人の判断によって異なる。

当監査法人が入手した証拠は、限定的保証の結論の基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

当監査法人の独立性と品質管理

当監査法人は、「職業会計士に対する倫理規程（Code of Ethics for Professional Accountants）」（国際会計士倫理基準審議会[*1]）に定める独立性を遵守し、この保証業務を実施するために必要な職業専門家としての能力と経験を有していることを確認している。

また、当監査法人は、「国際品質管理基準第1号　財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント（International Standard on Quality Management 1, Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services engagements）」に準拠しており、倫理規則、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の遵守に関する方針と手続を含む、品質管理システムを設計、実施、運用している。

実施した手続

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、限定的保証業務の保証の水準は、合理的保証業務が実施されていたなら得られたであろう保証の水準よりも大幅に低い。

当監査法人が実施する手続は、限定的保証業務の結論の根拠となる限られたレベルの保証を得るように設計されており、合理的保証業務を提供するために必要なすべての証拠を得るためのものではない。

さらに、当監査法人は、会社の内部統制の有効性を考慮して手続の種類と範囲を決定しているが、内部統制についての保証を提供するものではない。当監査法人が実施した手続には、IT システムによるデータの集計又は計算に関連する統制の評価や手続の実施は含まれていない。

限定的保証業務は、主に主題や関連情報の責任者への質問、分析およびその他の適切な手続によって構成される。

当監査法人が実施した手続には、以下を含んでいる。

- 会社が主題情報に関連して作成した方針や手続の評価
- 上記方針や手続を理解するための会社担当者への質問
- 対象プロジェクトが適格性要件を満たしているかについて、根拠資料との照合
- 試査による根拠資料との照合
- 再計算
- 重要な仮定や他のデータに関する根拠資料の入手、照合

また、その他状況に応じて必要と判断した手続を実施した。

結論

当監査法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題が規準に従って算定、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

報告書の利用

限定的保証業務における当監査法人の責任は、合意した条件に基づいて、会社の経営者にのみ負うものである。従って、その他のいかなる目的やそれ以外のいかなる個人や組織に関しても責任は負わない。第三者はグリーンボンド発行に関して全て自己のリスクにおいて依拠するものとする。主題情報を作成する規準が、あらゆる第三者の目的に応じて適切かどうかに関する意見は表明しない。

EY新日本有限責任監査法人
業務責任者
川﨑　武史
2024年9月24日
東京

*1International Ethics Standards Board for Accountants

別添

みずほフィナンシャルグループのグリーンボンドフレームワークにおける調達資金の使途

みずほフィナンシャルグループは、2024 年 3 月 31 日現在の「資金使途報告書」の完全性、正確性および有効性について責任を有しています。

グリーンボンドの発行を通じた調達資金の全額と同額がみずほ銀行に融資され、みずほ銀行は以下に詳述する既存および新規の適格グリーンプロジェクトへの融資に充当します。当該グリーンボンドの調達資金が適格グリーンプロジェクトに充当されるまでの間、調達資金はオーバーナイト取引やその他の短期金融商品に投資されます。

株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役　兼　執行役　グループ CFO
米澤 武史

以下は、みずほフィナンシャルグループのグリーンボンドフレームワーク（2017 年 9 月策定）*における調達資金の使途の抜粋です。

適格グリーンプロジェクトは以下の条件すべてを満たすものです。
(i) 下記の適格プロジェクトカテゴリー(a)から(c)の少なくとも一つ以上に該当していること
(ii) エクエーター原則における評価上、カテゴリーB またはカテゴリーC に分類されること
(iii) みずほ銀行によるプロジェクトへの融資は、関連グリーンボンドの発行日から遡って 24 ヶ月以内に実施されたものであること、または発行日以降に実施されるものであること

エクエーター原則（Equator Principles）において、
カテゴリーA のプロジェクトとは環境・社会に対して重大な負の潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響が多様、回復不能、または前例がないものを指します。
カテゴリーB のプロジェクトとは環境・社会に対して限定的な潜在的リスク、または、影響を及ぼす可能性があり、そのリスクと影響の発生件数が少なく、概してその立地に限定され、多くの場合は回復可能であり、かつ、緩和策によって容易に対処可能なものを指します。
カテゴリーC のプロジェクトとは環境・社会に対しての負のリスク、または、影響が最小限、または全くないものを指します。

適格プロジェクトのカテゴリー
適格グリーンプロジェクトとされるためには、以下のプロジェクトカテゴリーの少なくとも一つに該当することが必要です。
(a) 再生可能エネルギー
風力、太陽光、太陽熱、バイオマス（原料が、持続可能な資源、または生きた森林を伐採して調達されるバイオマス発電を除く）、地熱、発電量が 25 メガワット以下の小規模水力の再生可能エネルギーの開発、建設、運営に関する事業。
(b) クリーンな運輸
公共交通機関および鉄道輸送、非電動輸送（自転車等）、電気自動車の製造、複合輸送の拡大と改善のためのインフラ・技術の開発、運営、更新に関する事業。
(c) 汚染の防止と管理

廃棄物のリサイクルや廃棄物処理発電等の汚染防止・管理のための施設の開発、建設、運営に関する事業。

* グリーンボンドフレームワークについては、以下の「フレームワークの概要」を参照。
https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/business/greenbond/pdf/secondopinion.pdf

みずほフィナンシャルグループ 資金使途報告書
（2024 年 3 月 31 日時点）

1. 債券発行による調達額

500 百万ユーロ

（みずほフィナンシャルグループ 500 百万ユーロ 0.956% シニア債 2024 年満期）

2. みずほ銀行への貸付

500 百万ユーロ

3. 2024 年 3 月 31 日現在の資金使途状況

(百万)

貸付者	カテゴリー	サブカテゴリー	プロジェクト数	貸付日 (年／月)	残高 (ユーロ換算額)
みずほ銀行	再生可能エネルギー	太陽光発電	18	2018/9～2023/7	298
		風力発電	6	2017/10～2023/6	153
		バイオマス発電	1	2023/9	54
合計					506

調達資金のうち、適格グリーンプロジェクトへの運用割合 100%